

パソコンリース総額決定 仕様書

1 概要

本仕様書は、魚沼地区障害福祉組合（以下、「発注者」という。）が使用するパソコン等（以下、「物件」という。）の所有者（以下、「受注者」という。）を決定するための入札に適用する。

2 番号及び件名

7 総一使第2号 パソコンリース

3 リース期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60月間）

4 リース物件の内容及び数量

物件一覧

名称	数量	備考
ノートパソコン	19 台	
デスクトップパソコン	1 台	
パソコン環境設定作業	1 式	

5 リース物件の詳細

品名・仕様	メーカー	型番	数量
ノートパソコン	Dynabook	A6BWLC56MA	19 台
デスクトップパソコン	富士通	FMVD6000WP	1 台
液晶ディスプレイ	IODATA	LCD-DF241EDB-A	1 台
環境設定作業			1 式

6 リース物件納入業者

魚沼地区障害福祉組合において一般競争入札を実施した結果、落札者であった下記業者から当該物件を、「7 物件金額」に示す金額により調達することを条件とする。

株式会社ソフト・ドゥ

新潟県魚沼市小出島 85-11

電話 025-793-7681

7 物件金額

リース物件一覧の合計金額

4, 400, 000円（うち消費税及び地方消費税の額 400, 000円）

8 物件受渡場所

魚沼地区障害福祉組合 庶務課

〒946-0035 新潟県魚沼市十日町 1403 番地 1

9 物件の納期

令和7年9月30日まで

10 入札書記載金額について

リース料総額（消費税及び地方消費税額を除いた額）を記載すること。

11 その他の契約条件

- (1) リース期間終了後のリース物件の取り扱いについては、プログラムを除き全て発注者へ無償譲渡するものとし、その旨を契約書に記載すること。
- (2) 受注者は、発注者とリース契約を締結するほか、物件納入業者と所要の契約を締結すること。
- (3) 支払方法については、月払いとし、契約総額を60月で除した額を1月分として、毎月の業務完了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとし、端数が生じた場合は最初の月に加算するものとする。なお、初回の支払いは令和7年10月分を令和7年11月30日までに支払うものとする。
- (4) 受注者から物件納入業者への支払方法は、両者協議の上で決定すること。
- (5) リース物件の検収方法は原則、受注者と物件納入業者立会のもと発注者が検収を行うこととするが、これにより難しい場合は、書面等の交付をもって代えることができるものとする。
- (6) 物件（ソフトウェアを除く）には、動産総合保険を付保し、この保険料は受注者が負担するものとする。
- (7) リース期間満了後、物件を無償譲渡するため、固定資産税等の公租公課は、発注者負担とする。
- (8) 本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削減のあった場合、契約を変更又は解除することがある。